The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ミルと自律性
Author(s)	馬嶋, 裕
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2000, 34, p. 15-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12803
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ミルと自律性

馬嶋　裕

はじめに

自律性は現代の実践哲学で欠くことのできない概念である。それは自己決定や積極的自由といった概念としばしば相互交換的に用いられる。そうしたいずれかの名前でそれは生命倫理学[1]や政治理論に必ず顔を出す。

こうした「自律性」はa．功利主義、b．消極的自由主義とそぐわない。それは、それぞれa．幸福以外の規範的概念を持ち込むことになりかねない（道具的には認められるが）、b．バーリンの言うように[2]、「自由の名の下の強制」を導く危険性がある、からである。

ところが、功利主義者でありいわゆる「危害原理」を提唱したミルについて、――本人は“autonomy”という語をほとんど（主要テキストでは全く）使っていないにも関わらず[3]――「自律性」を説くものとする解釈が見受けられる（メンダス、Gray, Skorupski, Lindley など[4]）。

以下では、ミルの自由論に自律性を帰することがいかにして可能かという解釈上の問題、そしてその検討を通じて浮き彫りになるミルの価値論が持つ含意について論じる。

1．ミルの自由論に自律性としての自由を読み込む解釈

実際には、現在自律性という言葉の用法には混乱が見られ、いずれの用法にも共通する本質が存在するのか疑われることもある[5]。しかし、自律性

の概念を問題にする際の範型がカントであることは何人にも異存がないことであろう。

しかし、明らかにミルの理論のうちに、カントによる意志の自己立法としての自律性[6]そのままを容れる余地はない（カントの問題にする自律性は、そもそも欲求＝「傾向性」の排除において成り立つものである）。ミルは、いわゆる「二世界論」などの形而上学を共有していない。そもそも功利主義が幸福を正しい行為の根拠とする限りで、カントの次のような発言はミルにとって全く受け入れがたいものである。「幸福の概念に属するいっさいの要素はすべて経験的であって、これを経験にもとめねばならない」（同上78頁）そして「経験的なものは、すべて道徳の原理に付け合わされた添え物であって、原理たるに堪えないばかりでなく、道徳そのものの純正をもいたく損じるのである」（同上96頁）。さらには、行為の準則が一致すべき「道徳法則」、「自然秩序における普遍的法則に類似する合法則性」（同上109頁）という発想も、経験論者（算術の規則でさえ帰納的に見出されたと主張する）、功利主義者（行為の、規則への一致ではなく、結果が道徳性の判定基準と主張する）であるミルには、まったく異質である。

とすれば、ミルに自律性の概念を読み込むためには、その概念はカントが排除する幸福概念を容れる余地のあるものでなければならない。幸福は、ミルの公式見解においては「快楽および苦痛の欠如を意味する」(UT-II-2/467) が、ここでは暫定的に幸福とは「欲求充足」である、という現代的な再定式に則ることにする。欲求を軸に自律性を再定式化することは、カントが自律性を問題とするところの「意志」を、ミルが「欲求の派生物」へと還元し、自然化している[7]ことからも適切であると考えられる。とすると差し当たり、ミルにおいて消極的自由を越えた自律性とは、欲求の自発性を指す、ということになりそうに思われる。それを先回りして分析すると、

（1） 選好・欲求が自分のものである。

（2） 選好・欲求を合理的に反省する能力を持つ8)。

の二つの要素が見出されるであろう。

これらの要素は、確かに単なる「～からの自由」としての消極的自由の概念には含まれないものである。というのは、明らかに「外的制約の欠如」という消極的自由の状態は、この(1)(2)が成立していなくても、実現しうるからである。例えば、摂食障害の患者は、(常識的な意味では) いかなる他者にも干渉を受けていないという意味では自由だが、(おそらくは) 自分の欲求に合致しない欲求に支配されているという意味では不自由である。

この両方の要素を含むような、日常的な我々の直観的判断をうまく説明するのは、自由意志論に関する現代の論争の範型となったフランクファートの欲求の階層性のモデル9)であろう。それによると、直接行為を引き起こす一階の欲求とそうした欲求についての二階の欲求とが区別される。われわれの直観的な理解では、動物には人格はなく人間にはある。この議論はそうした人格概念を欲求ないし意志の構造として説明しようと試みたものである。つまり、動物は一階の欲求に無反省に従って行動するのに対し、人間にはそうした一階の欲求をそのまま行動に結びつけるのではなくて、二階の欲求によって判断、取捨選択した上で行為するのである。二階の欲求は、例えば「こんな欲求は持ちたくない」という欲求、と表現できる。これにより、動物がその都度その都度の欲求に従って行動するのに対して、人間が瞬間的な欲求を抑え、一貫した行動をとるように見えることに説明が与えられるというのである。

上にあげた(1)の要素は、フランクファートの図式に則して言えば、二階の欲求の是認を受けるような欲求に従って行為できること、(2)は二階の欲求を持つこと、というふうに言い換えることもできるだろう。

(2)の「合理的」ないし理性的という言葉には注意が必要である。これはカント的な理性の法則への一致という概念に表現された要素を引きずっ

ている。カントにおいては、理性は叡智界について把握する能力ということになるが、ミルの依拠する形而上学ではこれ以外の（合）理性の概念が与えられなければならない[10]。それはわれわれが日常的に「理性的に振舞う」などの言い方で表現する直観を捉えるものである必要がある。というのは、もしこのような合理性の基準が実質的に与えられないとすると、行為主体に持たれた欲求のいかなるものも、その充足の阻害が不自由を意味し、含意される概念が実質上、消極的自由と変わらなくなる可能性があるからである。

2．『自由論』（1858）に即した検討

前節で示した自律性の定式を念頭において『自由論』を見てみよう。

第三章では、社会的圧力により個人が大勢に盲従し自分自身の好みを見失うことが、好ましからざることとして取上げられている。ミルは「われわれの欲求や衝動もまた同様にわれわれ自身のものでなけれない」と、また「欲求と衝動が自分自身のものである」ということは個人にとって「性格を持つ」ということであり、この性格の強烈さや多様性、すなわち個性が社会の善の源泉であると主張するのである（OL-II-5/283）。ミルの見立てでは、近代社会は相当程度にこの個性の抑圧に成功してしまっている。そのため人々は、

> 他人に関係することだけでなく彼ら自身だけに関係することであっても、個人も家族も次のようにみずからたずねはしない ── 私は何を好む（prefer）のか、何が私の性格や気質に合うのだろうか、何が私のうちにある最善にして最高のものを十分に活動させそれが成長し栄えるのを可能にするのであろうか、と。彼らはみずからに向ってこうたずねるのである。何が私の地位にふさわしいだろうか、私と同じような身分と経済状態にある人々は何をするのがふつうだろうか、あるいは〔さらに悪い事には〕私より上の身分と経済状態にある人々は何をするのがふつうだろうか、と。[中略] 人々が楽しみ

(pleasure) のためにすることにおいてさえ、他との一致 (conformity) ということがまず第一に考えられる。彼らは群衆として好む (like)。彼らは、ふつう一般に行なわれることの中からしか選択しない。[中略] ついには、自己の本性にしたがわぬことによって、彼らはしたがうべき本性をもたなくなる。彼らの人間的諸能力はしぼみ、やせ衰える。彼らは強い欲求や自然な楽しみを、もはやもつことができなくなり、たいていは、彼ら自身のうちにはぐくまれた意見や感情も、あるいはまた、まさしく彼ら自身のものであるそれらを失ってしまうのである (OL-III-6/285)。

ミルは人々の姿をこのように描写し、「これが、人間本性の望ましい状態なのであろうか」と問い掛けている。

さて、ここで前提とされていることは、二つある。第一に、個人が選好ないし欲求のレベルで多数者である他から影響を受け得るということである。それは、少なくとも近代社会においては、自分の「欲求や衝動」「本性」を見失わせるほど根源的・圧倒的なものである。第二に、逆に、他から影響を受けなければそうであったはずの「真正の (authentic)」選好・欲求が存在するということである。このことがいえないのであれば、いかなる欲求のあり方も順応主義的である他ないということになり、ミルの大衆社会批判は成り立つ余地がない。これらの点から、ミルの議論が、オリジナルな選好・欲求を標準として為されていることがわかる。

また、「人がある程度の常識と経験をもっているならば、彼自身のやり方で自己の生活を展開していくのが最善である。彼のやり方それ自体が最善だからではない。それが彼自身のやり方だからである (OL-III-14/292-3)。」とミルは言っている。この点について、メンダスは「人間は最善の生き方を送ることよりも、最善の生き方への自分自身の道を見つけることの方が、もっと重要である。」と主張するものと解釈し、これを自律性の主張の柱のひとつと位置付けている[11]。ミルのこの種の主張は、自分の人生の企図・設計についての構想と、それを描く本人の能力の所持を不可欠の要

素とする。そしてそれ（のみ）を導きとして行為を行っていく、別様に言えば、従うべき欲求の取捨選択をするという意味での自由が活写されており、それが外的制約の欠如を超えた概念であるのは明らかである。

これらの記述は、欲求の自発性と何らかの合理性に基づく欲求への評価が、ミルにおける自律性を成り立たしめているのではないか、という前節の仮説とうまく合致するように思われる。フランクファートのモデルに則して言えば、「衝動」が「自分自身のものである」という判断は、一階の欲求に対する二階の欲求による是認であると解釈することができる。現代の論争では、二階の欲求について、それが本当のものであるという基準は何なのか、という問いかけから、さらに高次の欲求、またその欲求についての欲求……というふうに「無限後退」に陥る問題が指摘されているが[12)]、ミルの場合、個人にとっての「本性」が（もちろん、それ自体が問題にされうるものの）前提されている限り「後退」はそこで食い止められる。

この「本性」概念の含意に一言だけ触れておこう。ミルにとって、本性は「創造」されるのではなく「発見」されるものだと考えられるが、この本性は人によってまちまちである。そしてこの多様性がまた人間の本性だと考えられている。ミルは各人の本性が本人にしかわからないということから、「危害原理」を功利主義的な根拠に基づいて打ち出したのであった。この多様な人間本性の概念は、「本人だけにわかる、本人にとっての善」が可能であるという点で主観的ないし相対的であり、「発見」されるという点では実在的であるという、複雑な価値論を含意している。

3．『功利主義論』（1861）に即した検討

以上、ミルの自由論が自律性としての自由を扱ったものと解釈され得るか否かの問題を見てきたが、その検討を通じてミルの『自由論』における主張には真正の選好・欲求というものが前提される事を確認した。次いで、

功利主義理論に目を転じてみたい。これは1節に示した自律性の要素(2)の「選好-欲求を合理的に反省する能力を持つ」という要件を確認することでもある。まずは彼の功利主義理論の基本的特徴とその解釈上の問題に触れておくことが必要だろう。

彼の規範的主張の全てが功利主義の体系に依拠していると彼は表明する(例えば[OL-I-11/226]、『代議制統治論』[13])。功利主義は正しい行為、政策、法、制度の基準を一般幸福におく立場である。ミルはベンサムによって体系化されたこの立場を引き継いだが、幸福の概念を修正したのであった。古典功利主義はその眼目の一つとして、あらゆる善は快楽であるか、快楽へ還元できる、という主張を含む。ミルはこの快楽について「量ばかりでなく質も」あるとしたのである。この修正は従来、ミルの「理想主義」的傾向の取り込みと見られてきた。つまり、カントに由来する義務論、そしてそのイギリス的形態であるミルの同時代のヒューウェルらの直観主義からの反論に対応して、功利主義を折り合わせるための修正と見られてきたのである。

ところで、ここで1節で保留していた、行為の正しさの最終的な判定基準とされる幸福とは何を指すのかという問題に言及しておかなねばならない。先に引用した個所に含まれる「私が何を好む(prefer)か」という表現に見られるように『自由論』では目的としての快楽概念よりも選好-欲求(preference-desire)概念[14]を中心に議論が組み立てられている。これに対して、『功利主義論』においては選好概念はより周辺的な位置を与えられているように思われる。というのはそこでミルは、先に触れたように幸福とは快楽であり、一見そうでないように見える善も本来的には快楽への手段として望ましい、従って善とは最終的には快楽以外のものには帰着しない、という公式見解を述べており、選好をその快楽の「質」の「高低」を判断する際に依拠されるものと位置づけているからである(UT-II-8/471)。

ミルのいう幸福が、心理状態の「快楽」、「欲求（選好）充足」または別のものを指すのかについてはテキスト上の証拠から決定的な解釈を導くのは困難であり、ここでは結論を出せないが、差し当たり「どちらか一方だけではない」という説を採りたい[15]。テキスト上の論拠は、

> たとえば音楽のような快楽、健康のような苦痛の回避は……とは功利原理はいわないのである［The principle of utility does not mean that any given *pleasure, as music,* for instance, or any given *exemption from pain, as for example health*……］（UT-IV-5/498、イタリック強調は引用者）。

である。ここでは、音楽、健康が快楽と等置されている。快楽が心理状態とだとしたら、このような表現はありえない。音楽が一種の心理状態であるというのはナンセンスである。したがって、ミルのいう快楽は心理状態としての快楽ではなく、彼の快楽主義も通常の意味のそれとは異なっていると考えられる。彼の言う快楽は、主に活動、状態、生存の様式などを意味するものとブリンクは解釈している[16]。ここでは、

> あるものを欲求（desire）することおよびそれを快い（pleasant）と感じること、それを嫌悪することをおよびそれを苦しいと思うことはまったく切り離せない現象である。もしくはむしろ同じ現象の二つの部分である。同じ心理学的事実を名づける二つの様式なのである（UT-5-10／501）。

という言明に気を留めておき、さしあたり「欲求（ないし選好）の充足だけが幸福というわけではないが、欲求は、心理状態とは限らない快楽を対象とし、その対象が幸福の一部ないし手段であることを示す」という点を確認しておきたい。

さて、１節で触れたように、自律性の概念には何らかの意味での合理性が必要である。ここでは、この要素を「快楽の質」の概念に求められないかを検討したい。R・リンドリーは、ミルが自律性を取り扱っていたと主張する上、その（合）理性（rationality）概念がヒュームやカントよりも優れていると論じている[17]。その所説に従えば、ヒュームが道具的合理性に

依拠する限りで、欲求については合理的／非合理的という判断が下せないとした点で、またカントについては欲求を意志規定の契機としていささかでも取り入れたら即、他律となるという偏狭な理性観を採る点で限界がある。彼によると、その点ミルの見解は欲求の価値の高低を含みえた点で優れているというのである。これら全体の解釈上の適否については疑問も残るが、これはここで私が論じたい点をうまく浮き彫りにする図式ではある。

すなわち、ミルにおいては、価値についての思量がなされる余地がある、という点である。ミルは、上にも触れたように、快楽には高次／低次があり、比較されるべき快楽の双方を熟知した「有資格者」が決然と選好する方がそれに当たると主張している（UT-II-8/471）。

ここで選好概念が登場するため、現代型選好功利主義などの「選好されたから価値がある」、言い換えれば、「価値は主体の選択・選好に基づく」という見解と近似するという解釈を招く恐れがある。しかしながら、上に祖述した通り、ここでの選好の役割は、決して善を「構成」するのではなく、むしろ善を「証拠」だてるものと考えるほかない。従って、これは価値についての主観主義（非認知主義）ではなく、実在論を想定していると考えるべきである。つまり、「有資格者」は価値を選好によって「創造」するのではなくて、「発見」するのである。複数の善に向かうときの「有資格者」の態度は、決断ではなく思量である。価値の「決断」には誤りということはありえないが、「思量」には誤りということが可能である。したがって、思量する主体において、誤りやすい／にくいということがあり得る。

このことはミルが頻繁に言及する能力、そしてその発展、その条件としての自由な活動また教育といった概念群と深い関係にある。より望ましい（高次の）幸福を見出すためにそうした能力が必要とされるということである。そのように「発見」のために、能力や経験が必要なのだとするばかりでなく、快楽について、知的能力の発揮を必要とするものの方により価

値がある、とミルは主張する傾向がある。

さらに、先に述べた有資格者の条件として、「経験のほかに自己意識と自己観察の習慣 (habits of self-consciousness and self-observation) が必要である」(UT-II-10/472) と述べていることから、「意識」や「観察」に長じていることが求められていることがわかる。ミルは『功利主義論』第五章において、「功利性の学説」の一分野としての思慮 (prudence) の領域に言及しているが、ここで発揮されるべき能力が目的合理性だとすれば、この高次の快楽の判定に要される能力はそれとは異なった知的（少なくとも認識に関わる）能力であると考えられる。つまり、目的ないし善の比較上の価値を思量する能力である。ミルが、個人が選択をする機会をより多く持つこと—個人の自由の範囲を広く確保すること、を主張したのはこうした能力の発展のためと見ることができる。それは、

知覚、判断、識別感情 (discriminative feeling)、精神活動、道徳的選好 (moral preference) さえも含めた人間の諸能力は、選択という行為をする際にのみ訓練される。何事であれそうするのが習慣だからといってする人は、何の選択もしない。彼は最善のものを見わけたり望んだりする (in discerning or in desiring what is best) 練習ができない。(OL-III-3/282)

という文言から明確に見てとれる。

先に「対象を快と感じることと何かを欲求することとは同じ現象の二つの側面」であるという議論を取り上げたが、この高次の快楽の判定を念頭に置くと、欲求の形成・変化、ということがいえると思われる。すなわち、「判定」に関わる能力の発達により、かつては判別できなかった高次の快を見分けられるようになるとする。対象に快を感じることとそれを欲求することとは同じ事態の二つの側面なのだから、そこでは欲求のあり方も変化しているはずである。上に示したように、「自己」意識、「自己」観察を経てそれが為されるということは、主体が選択を伴う経験を経るとともに、

いわば「自己をみつめる」ことを通じて自己の欲求を形成するということを意味する点で自律的であるといえる。

以上のような意味で、「快楽の質」の議論は、欲求—選好の自己形成という議論を含意しているのである。本節で論じてきたことは、価値に関して、決断とは異なる思量という精神的作用が存在し、それゆえその判定にある種の知的能力が働くこと、そしてその発展が欲求の持ち主自身による欲求の規定であるかぎりで自律性の特徴を示しているということである。1節で示した要素にこのことは合致している。他者からの悪影響がなければ、「有資格者」に成長した人は、「自分の（育成になる）欲求」を持つと明らかにいえる。また実在的な善は、(外的な基準として）判定者にとって制約として働き、判定に要される思慮の能力の発展をまって、選好-欲求のうちのあるものは、否認される。そこにおいてある種の基準が成立するのである。これが「(合）理性」とまったく同定可能か否かは、「(合）理性」をいかに定義するかにかかっているが、少なくとも1節の(2)に挙げられたような欲求のスクリーニングという機能は果たしているといってよい。

むすびに代えて

以上のような、「合理性」に基づいた選好-欲求形成の基準を示せたことで、ミルの議論はもう一つの含意を持つ。それはいわゆる「適応的選好形成」を問題化する視点の提供ということである。ハクスリーの『素晴らしき新世界』に端的に示されているように、欲求-充足を幸福と考える立場では、諸主体の欲求の方を変更することによって、効率よく「充足」を最大化することが正当化される余地が残ってしまう。そこではいわば、そもそも欲さないのだから制約もない、という意味での自由が実現されるのである。直観的には、この状態を「自由な社会」と呼ぶことはできない。その直観に合わせて、自由概念を改訂するとすれば、欲求における形成の自由

の保障という論点が必要である。すなわち、「私の欲求」の本来性を、その形成史とともに視野に入れる必要がある。もしくは「合理的な欲求」の基準が要される。その点、これまで示してきたミルの議論は、第一に価値の主観主義・決断主義ではない点で、欲求形成への「不当な介入」という概念を成立させる規範性を含んでいる。第二に、必ずしも明示的でないにせよ、「私の欲求」という概念に、その形成過程の説明を与えることにより、実体を与えている。第三に、快楽そして欲求について合理的／非合理的という述定が可能であるという立場そのものではないにしても、それにほぼ相当する見解を可能にする要素を含んでいる。

既に述べたように、近代社会においては多数派の選好を少数派が自分の選好として受け入れるという現象が起こりやすいことをミルは憂慮した。この過程が進行した段階において見出される人々の選好－欲求が所与と見なされ、その最大限の充足が社会制度の正当化の基準とされる。こうしたことが暗黙のうちになされているとしたら、それは恣意的であることが意識されねばならない[18]、という批判をミルの議論は可能にする。

このように、ミルの自由論に自律性を読み込むことで、個人への他者の干渉が不正であるという表層的な見解以上に彼の自由観が深いことが窺い知れるのだが、そのときのポイントになる基礎概念は自己本来の欲求の議論と高次の快楽の議論であった。これらが、選好の形成史を不問に付す規範理論への反論の根拠たりえたわけだが、この二つは両立不可能のようにも見える。それは「本当に私の望むもの」と「有資格者の判定」の対象が一致しない事態が現実的にいくらでも想像可能だからである。ただし、この二つの議論は、欲求の吟味・思量・スクリーニングにおける合理性の役割（二階の選好）を認めるということの二つの側面と見ることもできると考えられる。この点については稿を改めて検討することとしたい。

注

ミルのテキスト典拠の表記法：OL＝『自由論』、UT＝『功利主義論』。記号に続いて章（ローマ数字）－段落（アラビア数字）、邦訳頁（／アラビア数字）。CW＝*The Collected Works of John Stuart Mill* (University of Toronto Press. 1963-91.『全集』、ローマ数字は巻数。邦訳は、『ベンサム・J.S.ミル＜世界の名著三八＞』早坂忠他訳（中央公論社）1967年、を用いるが、引用は筆者の判断で適宜訳を改めている。また、中公バックス版は原典にない改段を頻繁にしているので注意を要する。上に示した段落は、原典に従う。

1) ごく代表的な例を１つだけ挙げれば、加藤尚武・加茂直樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』（世界思想社）1998年、II部。とりわけ、「自分のことは自分で決めるという自己決定の原理（憲法十三条前段）・憲法上の自己決定権（同条後段）── あるいは、ミルの自由・自律尊重原理……」という記述が典型（79頁）。

2) Berlin, Isiah, *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press, 1969, p. 132.［邦訳］『自由論』小川他訳（みすず書房）1979年, 321頁。

3) Gray, John, *Mill on Liberty: A Defence* (2nd ed.), Routledge. 1996, p. 54.

4) Mendus, Susan, *Toleration and the Limits of Liberalism*, Macmillan Press Ltd. 1989.［邦訳］谷本光男、北尾宏之、平石隆敏訳『寛容と自由主義の限界』（ナカニシヤ出版）1997年。Skorupski, John, *John Stuart Mill*, London, Routledge, 1989. Lindley, Richard, *Autonomy*, Macmillan Education Ltd., 1986.

5) Christman, John ed. *The Inner Citadel: Essays on Individual Autonomy*, Oxford University Press, 1989. Chap. 1.

6) Kant, Immanuel, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, hrg. K. Vorländer, Philosophische Bibliothek Bd. 41, 3. aufl., 1965.［邦訳］『道徳形而上学原論』篠田英雄訳（岩波書店）1960年。指示頁数は後者。

7) 「意志は能動的な現象であって、受動的な感受性の状態である欲求とは別物である。そして、もともと欲求から枝がわかれたものであるが、やがて根を生やし、親株から分かれてしまうこともある。だから習慣的な目的の場合、しばしばわれわれは、欲求するから意志するのでなく、意志するから欲求してしまう」（UT-IV-11/502）。

8) メンダスが挙げる３点の「自律を定義する特徴」にならう。ただし消極的自由、すなわち、外的条件に関わるものは除外する。また、残りの２

つは法則に従って行為すること、法則を自分で産出すること、とされているが、上に述べたように、ミルの倫理学にとって法則という概念は異質なものであるため、欲求概念に則して改変した。Mendus, *op. cit.*, pp. 88-9、邦訳126-7頁。

9) Frankfurt, Harry G., "Freedom of the Will and the Concept of a Person" reprinted in Christman, *op. cit.* [註5].

10) スコラプスキはこの点についてこう指摘している。「もちろんミルにとって、カントに反して、合理性は超越論的な何かではない。それは徹底的に自然主義的な枠組において理解されなければならないのである。」Skorupsuki, *op. cit.*, p. 354.

11) Mendus, *op. cit.*, p. 51、74頁。

12) cf. Christman, 1988, "Constructing the Inner Citadel: Recent Work on the Concept of Autonomy" *Ethics* 99, 109-24. p. 113.

13) Mill, John Stuart, *Considerations on Representative Government*, 1861. CW X IX, p. 390 [邦訳]『代議制統治論』水田洋訳（岩波文庫）51頁。

14) 選好概念の簡便な解説としては内井惣七『進化論と倫理』世界思想社、1996年、201頁を参照。

15) Brink, David O. "Mill's Deliberative Utilitarianism" in Lyons, David ed. *Mill's Utilitarianism*, Rowman & Littlefield, 1997. にならう。

16) *Ibid.*, p. 153.

17) Lindley, *op. cit.*, ch. 4-5.

18) もっとも、バーリンが言うように、人々の「現実の願望を無視する」(バーリン、前掲書332頁）ことは "prima facie" には不正である。しかし、現実の願望がいかなる場合にも優先されるべきだという主張にも根拠が必要である。

（大学院後期課程学生）